

広島県公安委員会公告第132号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を次のとおり実施する。

平成20年11月14日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

1 審査（学科試験及び実技試験）の実施期日等

種別及び級	実施期日	実施場所	定員
空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級 交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成21年2月14日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター2階	100名

2 審査対象者

- (1) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者
- (2) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地があるもの又は広島県内の営業所に属する警備員

3 審査の区分

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手による護

身術)。

4 審査申請手続等

(1) 合格者審査希望届出書の提出期間

平成21年1月19日（月）から平成21年1月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 審査希望者本人が、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの合格者審査希望届出書により届出を行うこと。

イ 審査希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により審査予定者を決定する。

ウ 審査予定者の決定の結果及び審査申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 審査申請書の提出先

審査予定者に決定した者は、下記5の審査対象者の区分ごとに定める提出書類等及び添付書類を次に掲げる区分に応じて定める提出先に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申込みは認めないものとする。

ア 広島県内に住所地があり、又は広島県内の営業所に属する者

当該住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 広島県公安委員会発行の旧合格証を有する者で、広島県内に住所地がなく、かつ、広島県内の営業所に属しないもの

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(4) 審査申請書の入手方法

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取るか、広島県警察のホームページから様式をダウンロードすること。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等（共通）	添付書類
広島県公安委員会が発行した旧合格証を有する者	○ 審査申請書1通 ○ 写真1枚 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)	
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地があり、かつ、営業所があるもの		○ 住所を疎明する書面又は営業所に属することを疎明する書面のいずれか一つ
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、住所地又は営業所が広島県内にあるもの	○ 旧合格証の写し	○ 住所が広島県内にある者は、住所を疎明する書面 ○ 営業所が広島県内にある者は、営業所に属することを疎明する書面

6 審査手数料

4,700円

この手数料は、審査申請書の提出時に4,700円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、審査申請書にちょう付せず消印もしないこと。

なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

(1) 服装

私服（運動ができる服装）

(2) 持参物

旧合格証，筆記用具及び印鑑

8 問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話(082)228-0110 内線3214, 3215

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

9 その他

試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。